

# 令和6年度障害者虐待防止・権利擁護研修 開催要項

## 1 趣 旨

障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るため、障害福祉サービス事業者等の従事者を対象とした研修を実施する。

## 2 実施機関（研修事務局）

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

## 3 定員

ア 自治体コース	33名程度
イ 管理者・虐待防止責任者コース	144名程度
ウ 学校・医療関係者等コース	—

## 4 研修の対象者等

秋田県内に事業所等があり、下記の各コースに該当する者。

- 【ア 自治体コース】～共通研修及びコース別研修
  - ・ 県、市町村で障害者虐待防止を企画運営する担当者
- 【イ 管理者・虐待防止責任者コース】～共通研修及びコース別研修
  - ・ 障害者福祉施設の設置者・管理者
  - ・ サービス管理責任者、主任クラスの職員等
- 【ウ 学校・医療関係者等コース】～共通研修
  - ・ 精神科病院、学校、保育所、放課後児童クラブの関係者

## 5 研修日程・受講方法

	研修日程	受講方法
<b>【共通研修】</b> <b>【コース別研修（講義）】</b> ア 自治体コース イ 管理者・虐待防止責任者コース	<b>【コース別研修（演習）】</b> 受 講前までに視聴	○オンライン視聴（講義）
<b>※演習に参加するためには、事前に上記の講義を視聴する必要があります</b>		
<b>【コース別研修（演習）】</b> イ 管理者・虐待防止責任者コース	令和6年12月19日（木）	○集合研修（講義・演習） 秋田県庁第二庁舎 （秋田市山王三丁目1番1号）
<b>【コース別研修（演習）】</b> ア 自治体コース	令和6年12月20日（金）	○Zoomによるオンライン研修 （講義・演習）

※【ア 自治体コース】及び【ウ 学校・医療関係者等コース】はオンラインのみでの実施となります。

※配信日程は予定のため、変更となる場合があります。

## 6 研修内容

### □共通研修

#### 【共通講義】

- ・ 障害者虐待総論 成立までの経過、社会的意義
- ・ 障害者虐待防止法の概要
- ・ 当事者講話
- ・ 性的虐待の防止と対応
- ・ 身体拘束等の適正化の推進
- ・ 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～

### □コース別研修

#### 【ア 自治体コース】

- ・ 養護者による障害者虐待の防止と対応①
- ・ 養護者による障害者虐待の防止と対応②
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応
- ・ 使用者による障害者虐待の防止と対応
- ・ 事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編）
- ・ 事実確認調査における情報収集と面接手法（聞き取り面接における留意事項）
- ・ 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習
- ・ 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から虐待認定にかけての演習

#### 【イ 管理者・虐待防止責任者コース】

- ・ 法人・事業所の理念と管理者の役割
- ・ 虐待を防止するための日常の取組について①
- ・ 虐待を防止するための日常の取組について②  
～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～
- ・ 虐待が疑われる事案への対応
- ・ 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割
- ・ 虐待防止委員会の実際の運営について
- ・ 虐待防止委員会の実際の運営について（半田市自立支援協議会の実践から）
- ・ 虐待が疑われる事案への対応（講義と演習）
- ・ 虐待防止委員会の活性化（講義と演習）
- ・ 身体拘束適正化委員会の運営（講義と演習）

## 7 参加申込

(1) 当事業団ホームページ内の『研修情報』にある申込フォーム(Google フォーム)より  
11月14日(木) 正午までに申込んでください。

※申込はこちら→<https://forms.gle/6toZsh5LdbccCDuv6>

- ・ 同一事業所から複数名の受講申込を行う場合は、受講希望者ごとに申込フォームから申込をお願いします。また、選考の際の基準となりますのでそれぞれの研修について、同一事業所の申込人数、優先順位を正確にご記入ください。申込内容に不備があった場合は申込が無効になる場合があります。
- ・ 送信後、Google よりフォーム送信完了についてのメールが届きます。  
必ずメールが届いたことを確認していただき、申込の翌日（翌日が土日祝日の場合は翌営業日）までに Google から返信がない場合は正しく受信出来ていない可能性

がありますので、研修事務局にお問い合わせください。申込に関するトラブルが生じた場合、自動返信メールを保管されている方のみ対応いたしますのでご注意ください。同一事業所から複数名の受講申込を行う場合は、全員分のメールを保管してください。

- ・ 申込内容を修正する場合には、研修事務局へご連絡をお願いします。
- ・ この時点では、まだ受講決定ではありません。

(2) 受講可否については、申込フォームに記載されたメールアドレス宛に11月21日(木)までにメール送信します。なお、定員に達した場合、事業所の優先順位上位の方から先着順とさせていただきます。

○申込者が144名を超え、申込事業所が144事業所以下の場合

- ・ 事業所の優先順位1位の方
- ・ 事業所の優先順位2位以下順に受講決定し、144名に達した同順位の方は申込先着順に受講決定

○申込者が144名を超え、申込事業所が144事業所より多い場合

- ・ 事業所の優先順位1位の方のうち申込先着順に受講決定

※定員の無い【ウ 学校・医療関係者等コース】につきましては、Googleよりフォーム送信完了メールが届いた時点で受講決定となりますので、同日までに受講案内のメールを送信します。

(3) 参加費は無料です。ただし、資料については秋田県社会福祉事業団ホームページからダウンロードして利用していただきます。ホームページ掲載の案内は、視聴開始前に申込時にご記載頂いたメールアドレスへ送信します。また、オンライン講義等の視聴環境の確保等については、自己負担となります。

## 8 オンライン配信

(1) オンライン配信の受講に際しては、インターネット環境をご準備ください。LANケーブル接続環境での視聴を推奨します。通信量が多いため、4G等の携帯電話回線の場合、利用制限や多額の通信費用が発生することがあります。

(2) 【ウ 学校・医療関係者等コース】以外のオンライン配信の受講案内は、配信前に申込時にご記載頂いたメールアドレスへ送信します。オンライン視聴やオンライン研修に使用する機器で受信可能なメールアドレスをご記入下さい。送信後、本研修のホームページにも受講案内メールを送信した旨掲載しますので、受講案内メールが届いていない場合は、研修事務局へご連絡ください。

(3) 【ア 自治体コース】及び【イ 管理者・虐待防止責任者コース】の受講者は、【コース別研修(演習)】の受講前に【共通講義】及び【コース別研修(講義)】を視聴してください。

(4) 【ア 自治体コース】のZoomによるオンライン研修(講義・演習)の受講に際しては、受講者ごとにマイク・カメラの使用可能なパソコンをご準備ください。(演習はパソコンでの操作を想定しているため、タブレットやスマートフォンでの受講はできません。)

(5) 受講者は、オンライン配信に際して録音・録画・保存等をしないようお願いします。

(6) オンライン配信のためのURL等は研修に参加する方のみ利用可能です。URL等の再配布は禁止です。

(7) 実施機関は、Zoomによるオンライン研修(講義・演習)を録画・保存します。

## 9 伝達研修の報告

【イ 管理者・虐待防止責任者コース】を受講した方は、事業所で伝達研修を必ず実施し、別紙「令和6年度障害者虐待防止・権利擁護研修実施結果報告書」に必要事項を記入の上、メールにて、令和7年2月26日（水）までに報告してください。

提出メールアドレス：[koujisy@fukinoto.or.jp](mailto:koujisy@fukinoto.or.jp)

※メールの件名は「【事業所名（入力してください）】R6 障害者虐待防止・権利擁護研修実施結果報告書」としてください。

## 10 その他

- (1) 当研修実施により知り得た個人情報については、適正な管理をし、研修の実施に必要な連絡や修了者名簿に用いる以外の目的には使用しません。
- (2) 受講者は当該研修で知り得た個人情報を、他人に知らせたり不当な目的に使用したりすることのないようお願いいたします。

## 11 申込み・問い合わせ先（研修事務局）

社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

障害者虐待防止・権利擁護 研修担当

〒010-1412 秋田市御所野下堤五丁目1番地の1

TEL 018-889-8363

FAX 018-829-3670

E-mail

[koujisy@fukinoto.or.jp](mailto:koujisy@fukinoto.or.jp)

別紙（虐待防止・権利擁護研修の流れ）

